

萬葉集卷第十七から第十九の歌群

—家持の越中国守時代における歌稿と編纂—

山崎 健 司

1 はじめに

卷第十七における家持の越中赴任以後、正税帳使として上京するまでの作品群について、芳賀紀雄「萬葉五賦の形成」^(注1)は、

(1) 天平十八年「八月七日夜、集于守大伴宿祢家持館」宴歌「(三九四三〜五五) から十一月の「相歌歌二首」(三九六〇〜一)まで

(2) 天平十九年二月二十日の「忽沈_レ枉疾、殆臨_レ泉路。仍作_レ歌詞、以申_レ悲緒一首并短歌」(三九六二〜四)と、これを受けた二十九日の「守大伴宿祢家持贈_レ據大伴宿祢池主_レ悲歌二首」から始まり、三月五日の「七言一首」「短歌二首」(三九七六〜七)をもって終わる家持と池主の贈答

(3) 三月二十日の「述_レ恋緒歌一首并短歌」(三九七八〜八二)から、家持の四月三十日の「入_レ京漸近、非情難_レ撥、述_レ懷一首并一絶」に和した、池主の五月二日の「忽見_レ入_レ京述_レ懷之作」、生別悲兮、断腸万廻、怨緒難_レ禁。聊奉_レ所

心二一首并二絶」(四〇〇八―一〇)まで

の三つに分け、同「家持の桃李の歌」^(注2)では、数ヶ月の在京期間を経て、越中帰任の後の天平十九年の歌が九月二十六日作の「思_二放逸鷹_一夢見感悦作歌一首并短歌」(四〇一―一―五)のみであることを指摘し、同年夏から翌年春までのあいだに池主が越前掾となつて転出していることに留意しながら、(2)における集中的な贈答以降の家持の旺盛な作歌活動に関し、いかに池主に負うていたかに言及する。この三つは、三つの宴席歌と弟書持を哀傷する歌からなる(1)と、家持と池主のみで贈答をくりひろげる(2)、正税帳使として入京することが契機とみられる「述_二恋緒_一歌」を始めとして、所謂「萬葉五賦」へと展開する(3)という内容でまとまりをもつという。

(1)の最後は天平十八年十一月頃で、そこから(2)の最初の作の日付、天平十九年二月二十日までの間隔は二、三ヶ月。同様に(2)の最後の三月五日から(3)の最初の三月二十日までは十五日。このように、三つに分けたあいだの空白の期間には疎密がある。(1)を構成する四つの内容的な関連性について、「八月七日夜集于守大伴宿祿家持館宴歌」(三九四三―三五)と「大目秦忌寸八千嶋之館宴歌一首」(三九五六)とのあいだには連続性が認められるものの、続く「哀_二傷長逝之弟_一歌一首并短歌」(三九五七―九)と「相歎歌二首」(三九六〇―一)のそれぞれにおいては希薄と言わざるを得ない。これに対し、(2)は家持と池主のふたりのみで贈答をくりひろげる点で際だっており、所謂「萬葉五賦」がそのなかに含まれる(3)においては、「五賦」とは一見かかわりのない題詞をもつものにおいても、

春花のうつろふまでに相見ねば月日よみつついもまつらむぞ (三九八二) 述恋緒歌

霍公鳥者立夏之日来鳴必定。又越中風土希有橙橘也。(三九八三―四左注) 立夏四月既経累日而由未聞 霍公鳥喧 因作

恨歌

のように、奈良に在る妻や奈良と越中との風土の違いを意識していることがうかがわれ、特に家持の「二上山賦」「遊_二覽

布勢水海「賦」「立山賦」は、右の三九八三〜四において、ほととぎすの鳴く時期が遅れていることをきっかけに、越中の風土に注目することによって生みおとされたと言っても過言ではない。かくて、(3)は全体をとおし、家持が越中赴任後はじめて正税帳使として入京することが決まったことが契機となつて旺盛な歌作をくりひろげている部分としてのまとまりをもつことが知られる。

本稿があらためて問題にしたいのは、右のような内容的なまとまりに対して、巻第十七の編者が歌群としての性格づけをしていたか、という点である。巻第一から十六にかけては、短歌の連によつて部立の内部で「歌群」を構成する例を随所に指摘することができる。だが、巻第十七以下の四巻においては部立がなく、長短さまざまな作品が日付の順に輯録される。萬葉集の末尾四巻における歌群意識を論ずるにあたり、家持越中赴任後の三九四三以下を通説のように「歌日記」として、日付を基本に、注記に示される内容をとおして、歌とその背景を読むという理解のしかたでよいのかどうかを、巻第十七〜十九における家持の越中国守時代を中心に、今一度問いなおしてみたい。

2 書簡歌に見る歌群意識

雑歌・相聞・挽歌といった部立をもたない巻第十七以下の四巻においては、「年月所處縁起」(19四二九二左注)の記載が基本となる。だが、その書式は統一的ではなく、歌稿に記載されているままに、繋ぎあわされていたという見方も可能である。現に、武田祐吉『元暦校本万葉集』巻第十七の一考察^(注3)は、「家持が自分の草稿の次に、池主からの来書そのままに継ぎ、時にそのあるものは転写しても継いでゆき、そうしてある場合にはそれに若干の補筆も加えていった」ものが原形と推察している。

具体的に、家持と池主の書簡歌を多く含む、さきの(2)の部分の題詞・左注に注目してみると、単なる繋ぎあわせとは言いがたい、興味ぶかい事実が浮かびあがる。歌・詩・書簡の引用は省略し、贈答に関しては題詞を有する部分に実線の傍線、題詞をもたない部分に点線の傍線をそれぞれ附してみよう。

a 忽沈_二枉疾_一殆臨_二泉路_一。仍作_二歌詞_一以申_二悲緒_一一首并短歌

(長歌一首十短歌二首・三九六一〜四)

右、天平十九年春二月廿日、越中国守之館臥_レ病悲傷聊作_二此歌_一。

b 守大伴宿祢家持贈_二掾大伴宿祢池主_一悲歌二首

(書簡十歌二首・三九六五〜六)

二月廿九日大伴宿祢家持

c (書簡十歌二首・三九六七〜八)

沽洗_二二日掾大伴宿祢池主

d 更贈歌一首并短歌

(書簡十長歌一首十短歌三首・三九六九〜七二)

三月三日大伴宿祢家持

e 七言晚春三日遊覽一首并序

(漢文序十七言詩)

三月四日大伴宿祢池主

f (書簡十長歌一首十短歌二首・三九七三〜五)

三月五日大伴宿祢池主

g (書簡)

七言一首

短歌二首(三九七六〜七)

三月五日大伴宿祢家持臥病作之

他のほとんどの部分の左注では、「右」の型をもって日付・作者名・作歌事情などを示すのに対し、b〜gの贈答の一群では「右」を省いて日付や作者名が記される。ただし、家持と池主の贈答(和歌、報贈和歌という注記をもつものを含む)が皆同様の書式をとるわけではなく、(3)の「遊覽布勢水海賦一首并短歌」(家持)と「敬和遊覽布勢水海賦一首并一絶」(池主)、「入京漸近、非情難撥、述懷一首并一絶」(家持)と「忽見入京述懷之作、生別悲兮、断腸万廻、怨緒難禁。聊奉所心一首并一絶」(池主)においては、どちらにも「右」の書式で作者名と日付(ただし日付は小字)が示されている。

いったい、「右」の書式は、萬葉集の歌巻に広く見られる左注の型だが、b〜gはeを除いて書簡を伴っている。書簡といえば、巻第十八の「越前国掾大伴宿祢池主来贈歌三首」(四〇七三〜五)は、書簡十短歌三首の型をもつが、書簡の末尾すなわち短歌の前に「三月十五日大伴宿祢池主」と記されており、これに返報した「越中国守大伴宿祢家持報贈歌四首」(四〇七六〜九)には書簡がなく、四首の歌の末尾に「三月十六日」とのみ記す。ただし、題詞と書簡末尾に大伴宿祢池主の名が重複する前者のありようは、「来贈」の語の性格も考え合わせると、本来池主の書簡に「越前国掾」で始まる題が附いていたわけではなく、書簡歌を受けとった家持が、「報贈歌」を贈る際、その手控えとともに池主の書簡の冒頭余白に書き加えたか、あるいは巻第十八に相当する歌巻の形成時に編者(家持)が書き加えたかのいずれかである。

たことを示していよう。おなじ巻第十八には「越前国掾大伴宿祢池主来贈戲歌四首」（四二二八〜三二）ならびに「更来贈歌二首」（四二二三〜二二）もあるが、このふたつも同前であるう。ただし、こちらは四二二二の後に「右歌之返報歌者脱漏不得探求也」とあり、これを額面どおりに資料の管理が杜撰であつたと見るなら、家持が返報に際して書簡の余白に書き加えたとするより、歌卷の形成時に題詞が附されたと解すべきかと思うが、それぞれの日付は書簡の一部に元来あつたものがそのまま掲載されている。これらの日付には無論、歌卷の編纂時に附される「右」の語が書き加えられることはありえない。b〜gのみならず、述べてきた家持と池主の書簡を伴う歌には、左注で「右」の語を伴って日付が記されることがないことから、書簡に記載されていた日付がそのまま残されていると考えられよう。

このことは、家持がこれら池主との書簡を伴った歌のやりとりの記録を殊に大切にしていたことをうかがわせる。特に短期間に頻回にわたつて贈答が行われたb〜gにおいては、まさに実線を附した題詞を有するbd eに對して点線を附したc f gが、cはbを承け、fはdを承け、さらにgはeとfとを承けて、それぞれ密接にかかわっていることを、題詞を掲げることによって示していると思しい。中でもdの「更贈歌」の直後にeの「七言晚春三日遊覽一首并序」が続き、そのあとに題詞のない書簡歌がふたつ並んでいることにより、d〜gのまとまりが強調される。これは、一連の書簡を伴う歌のなかで、家持としては自分の贈歌とは無縁に、池主がみずから選んだ七言詩の文体でeの漢詩を贈られてきたことを重要視していたことの現れではないか。このうち家持がみずからの作品を「賦」になぞらえて池主に贈る、きつかけはここにあるように思われるのである。

つまり、この部分は、家持にとつては池主に触発されて作歌意欲が昂揚していくさまが記録されており、歌稿（原資料）はそれ自体でふたりの息づかいまでも伝えていると考えられる。編纂の次元において、日付などは資料のままを生かす一方、さらに題詞を加筆していくありかたは、前後の歌との差違を際立たせようとする点で、まさに〈歌群〉を意識した結

果とすることができよう。ここには書簡歌のやりとりという特殊な状況下におけるふたりの歌人の文学上の交流のあとを、編纂物の上にも残していこうとする編者の意図が現れている。

3 複数日にわたる歌稿の歌群化

卷第十七の歌日記的部分が家持と池主との交流の記録のようになってるのは周知のことで、池主は家持が正税帳使として京に行っている——歌の記録の上では約四ヶ月半の——あいだに、隣国越前の掾に転任したらしい。本稿の冒頭に掲げた入京前の(3)のあと、再開第一作となったのは、「思_レ放逸鷹_レ夢見感悦作歌一首并短歌」(四〇一一〜五)と題する九月二十六日付けの家持の独詠歌、その次に三国五百国によって伝誦された「高市連黒人歌一首」(四〇一六へ作歌年月および伝誦の日付なし)をはさんで以下、卷末の四〇三一に至る部分は、天平二十年正月二十九日から二、三月頃にかけての、家持の独詠歌のみで占められる。このうち、黒人の歌がこれに続く家持の四首と旅愁をうたう点で共通し、その後さらに出家の時の巡行に際して詠んだ属目詠が続いており、この部分が相互に主題の上で関連することについては、拙稿「家持〈歌日記〉再読」^(注4)で論じたが、出家の時の諸郡巡行の九首については、直前の旅愁を詠んだ四首が注記の上に場所を示さず——歌に詠まれた「奈具」・「信濃の浜」の地名から国府近辺ということはおおよそ知られるが——、左注で日付と作者のみを示すのと異なり、題詞に場所と状況について以下のごとく明示している。

砺波郡雄神河辺作歌一首(四〇二二)

婦負郡渡_二鷗坂河辺_一時作一首(四〇二二)

見_二潜_レ鷗人_一作歌一首(四〇二三)

新川郡渡_二延槻河_一之時作歌一首(四〇二四)

赴_二参気太神宮_一行_二海辺_一之時作歌一首(四〇二五)

能登郡從_二香嶋津_一發_レ船射_二熊來村_一往_レ時作歌二首(四〇二六・二七)

鳳至郡渡_二饒石川_一之時作歌一首(四〇二八)

從_二珠洲郡_一發_レ船還_二太沼郡_一之時泊_二長浜灣_一仰_二見月光_一作歌一首(四〇二九)

これらは題詞に「場所十_レ之時作歌」の書式を集中させ、諸郡巡行の折の歌で一括整理していることが四〇二九左注の「右件歌者、依_二春出拳_一巡行諸郡」。当時_二当所_一属自作之。大伴宿禰家持」から知られる。歌は当時_二当所_一でものされ、おそらく地名や状況なども詠作時点で備忘的に書き添えられていたことであろう。それらの整理は情景の記憶が鮮明な、帰宅後ほどなくのことと思われる。ここで題詞に場と状況を示す形式をとったのは、九首が直前の正月二十九日作の四首のうに一貫した構想をもつ連作でなく、「_二当時_一当所」での感慨をうたうものであることによる。ここには四〇二七・四〇二八のように郷愁を詠むものや、四〇二二・四〇二四のように旅愁を詠むものも含まれるが、四〇二一・四〇二三・四〇二五・四〇二六のように初めて見る風光に対する感動をうたうものが多い。初めて見た感動を説明するには「_二当時_一当所」を具体的に、歌に先立てて題詞に示すのが適切であることは言うまでもない。

なお、この題詞の書式は巻第十五の遣新羅使人歌群のそれと類似する。家持にとってこの旅は管内の視察であり、遣新羅使人歌群のような深刻さは見られないけれども、公務を帯びての旅という状況は両者共通している。巻第十五の編纂が、これ以前に家持が関与して行われていたとすれば、みずからの公務の旅を遣新羅使人たちに重ねて捉えていた可能性も考えうる。特に、直前の旅愁をうたう四首の注記でことさら強調されているのが「正月二十九日」の日付であることを思うと、この四首は出拳のための管内巡行——前年家持は病臥のため行っていないので、これが越中国守家持にとって初めて

の春の巡行となる——を間近に控えた家持の心情をうたいあげたものと理解すべきであろう。第一、二首では奈良の海の風景を描き、第三、四首では望郷の念をうたう起承転結の型で構成されたこの四首は、越中にいる家持がすでに旅の身であることを確認し、さらにこれから何日間にもわたる巡察の旅に出ることへの不安が動機となっているのではなからうか。そのように考えるならば、四首の前に、家持が巡行中立ち寄って二首の歌（四〇二二―三）をのこしている婦負郡の野の、荒涼とした風景をうたった黒人の歌（四〇一六）が置かれていることには特別な意味がある。都びと黒人の捉えた越中の風景は、家持にとつても同様に感じられるはずで、巡行前に三国五百国からこの歌を伝え聞いた家持は、郷愁をかきたてられずには居られなかつたはずである。

以下は、かつて指摘したこと（前掲拙稿）と一部重複するところがあるが、あらためて巻第十七の編纂の次元に立つて読みなおすと、次のようになる。すなわち、黒人の伝誦歌四〇一六は、従来の説では機械的に直前の「鷹の歌」に近い頃に筆録されたとみるものが多いけれども、（注）題詞をもたず左注のみで最低限の情報を示す型を、「作歌時点における各歌の意味を温存しながら歌群としてのまとまりを作り、そのまとまりの中からも新たなニュアンスを引き出そうとする独自の編輯手法」とおなじ手法と捉え、黒人の一首と正月二十九日の四首は、管内巡行を前に抱いた不安を背景にした旅愁の歌群、そして巡行中の具体的な場と状況を題詞に示す形をとる後続の九首は、予想に対する現実を描いたものとして捉えなおされていたのではなからうか。なお、前者の日付は巡行の日程とのかかわりを示すのに対し、後者に日付がないのは、個々の場所について滞在したかはそれほど重要ではないからだと思われる。巡行は何日にもわたることゆえ、全体としていつ頃行われたかが知られれば、制作者にとつても享受者にとつても充分なはずである。また、注記のしかたの違いは、両者の私的と公的、予想と現実という対比の構図を示しているようににも思われる。このような捉え方が認められるならば、「ここから天平二十年に入るとはいえ、前の天平十九年の歌々に引き続き、おなじ巻十七のうちなので、保管資料のまま、

気楽に扱ったものか」〔「釈注」四〇一七〜二〇釈文〕という見方は成り立たなくなろう。

*

以上、卷第十七の末尾近くの歌群について論じてきたが、同様に数日間にわたる歌稿の集積を制作からさほど遠くない時点で一括整理されたと見られる歌群に、卷第十八巻頭、田邊福麻呂来越時の歌群がある。これは冒頭、

天平廿年春三月廿三日、左大臣橘家之使者造酒司令史田邊福麻呂、饗于守大伴宿祢家持館。爰作「新歌」并便誦「古詠」、各述「心緒」

という総題で始まり、以下数日間にわたってくりひろげられた宴や遊覧時の歌の集団を一日単位でまとめ、日付を左注に示す形をとる。すなわち、二十三日については、すでに題詞に示しているので不要と判断したか、あるいはこの巻特有の伝来途上の脱落が生じたものか、左注には日付を記さないけれども、翌二十四日については、四〇三六〜四〇四三の後に「前件十首歌者、廿四日宴作之」と記し、二十五日については、「廿五日往布勢水海道中、馬上口号二首」(四〇四四〜五)と「至水海遊覧之時、各述懷作歌」(四〇四六〜五二)の後に「前件十五首歌者、廿五日作之」、二十六日については「掾久米朝臣廣繩之館饗田邊史福麻呂宴歌四首」(四〇五二〜五、日付無記)の後に「前件歌者、廿六日作之」とある。左注に示す歌数が実際の数と一致しないのは脱落が想定され、二十四日には他に二首、布勢水海遊覧が行われた二十五日の歌についてはさらに七首が存在したことになる。以上は総題に言う「新歌」の部分にあたるが、これ以前の卷第十七の部分(注)に比べると、日付が強調されている印象がよい。

一方、「古詠」に相当する部分について、歌を省略して題詞・左注の内容のみ示すと、次のとおりである。

太上皇御在於難波宮之時歌七首 清足姫天皇也

a 左大臣橘宿祢歌一首 (四〇五六)

御製歌一首和(四〇五七)

右二首件歌者、御船_レ浜_レ江遊宴之日、左大臣奏并御製

b 御製歌一首(四〇五八)

河内女王歌一首(四〇五九)

粟田女王歌一首(四〇六〇)

右件歌者、在_レ於左大臣橘卿之宅_レ肆宴御歌并奏歌也

c (題詞ナシ 歌二首)(四〇六一―二)

右件歌者、御船_レ以_レ綱手_レ浜_レ江遊宴之日作也。伝誦之人田邊史福麻呂是也

「太上皇御_レ在_レ於難波宮_レ之時」とは、天平十六年(七四四)閏一月十一日から十一月十四日まで、元正上皇が左大臣橘諸兄とともに難波宮に滞在したという『続日本紀』の記事に対応する。最初の「太上皇_レ七首 清足姫天皇也」は古詠の総題にあたり、「右二首件歌者、_レ」_レ「右件歌者、_レ」ではそれぞれ「_レ」の部分に日付に替わって歌が詠まれた場の状況を示す。場の状況は、歌の順序とともに、伝誦した福麻呂の説明した内容に即しているらしい。bは四〇五八歌に「とをの橘」、四〇六〇歌に「赤ら橘」とあり、赤く色づいて枝も撓むほどになっている橘の実をうたう。「橘の実」は冬の季物であるのに対し、cは四〇六二歌に「夏の夜」とあるので、元正上皇と諸兄の難波滞在の期間に照らして見た時、少なくともbとcは歌の制作順に合致しないことになる。よって、abcは福麻呂による詠詠の順を反映しているとみられる。(注)

筆録者はだれであれ、「古詠」のありようは、伝誦した福麻呂によって形成されたものであった。四年前にこれらが詠まれたとき、家持は難波にはいなかったらしく(17三九一六―二参照)、七首の存在を、家持はこの時初めて知ったとみられる。元正上皇と橘諸兄が同席する場面は、かつて天平十八年の正月、家持も参加して三九二六歌を詠んだ雪掃きの

折の肆宴を思い起こさせ、京師への思いをかきたてられたに相違ない。ただ、歌の記録を以前から几帳面に続けてきた家持にとって、制作の順を崩している福麻呂の誦詠の順は、理解できなかつたのではないか。(注9)に示した『全注巻第十八』のように、福麻呂が自作を後廻しに披露したとは、考えられなかつたのであろう。誦詠歌cの、

ほり江より水をびきしつ　みふねさすしづをのとはかはの瀬まうせ(四〇六一)

なつのよはみちたづたづし　ふねにのりかはの瀬ごにさをさしのほれ(四〇六二)

は、『全注』が指摘するように、「双方とも命令形で結ばれ、当日の宴を主催した橘諸兄の立場がよく出ている」ことから、家持は諸兄の作と理解したのではないか。

家持は、この折の経験をとおして、思い出の場面を記録しておくことの大切さをあらためて実感するとともに、一連の出来事が複数日にわたる場合、それを披露する際には各場面を時間軸に沿って展開すべきことをも実感したと思われる。それで、福麻呂が帰路についてから後に、「于_レ時期_四之明日_五將_三遊_二覽布勢水海_一、仍述_レ懷各作歌_一」「往_三布勢水海_一道中、馬上口号二首_一」「至_三水海_一遊覽之時、各述_レ懷作歌_一」「掾久米朝臣廣繩之館饗_二田邊史福麻呂宴歌四首_一」の題詞を福麻呂の誦詠時の説明に対応させながら整備し、それらの場面の日付を確認しながら記載していったのだと考える。以後、巻第十八以降においては、巻第十七にしばしば見られた小字による日付注記がなくなる。^(注10)これは福麻呂来越後の歌稿の整理時に、日付を記録する意義が家持に自覚されたことを窺わせていよう。

なお、注意しておきたいのは、「前(右)件(某首)歌者」型の注記自体が、巻第十八では冒頭の歌群にしか見られないことである。そこで同様の注記の例を、順に番号を附して列挙してみると、これに先立つ部分では、巻第十七の「十六年四月五日独居_二平城故宅_一作歌六首_一」(三九一六〜二二)の左注①「右_六首歌者、天平十六年四月五日独居_於平城故郷旧宅_二大伴宿祢家持作_一」、「平群氏女郎贈_二越中守大伴宿祢家持歌十二首_一」(三九三二〜四二)の左注②「右_件十二首歌者、時々

寄_レ便使_二来贈。非_レ在_二度所_レ送也」、それにさきほど検討した「砺波郡雄神河辺作歌一首」以下の出挙時の諸郡巡察の折の九首（四〇二一〜九）の左注③「右件歌詞者、依_二春出挙_一巡_二行諸郡_一、当時当所屬目作之。大伴宿祢家持」が挙げられる。

一方、後続の部分については、前掲注（7）拙稿でとりあげた卷第十九の天平勝宝二年秋の歌群中の四二二四左注④「右一首歌者、幸_レ於芳野宮之時藤原皇后御作。但、年月未_レ審詳」／十月五日河邊朝臣東人伝誦云尔」や、これに続く雪の歌群中の四二二七〜八の左注⑤「右一首歌者、三形沙弥承_レ贈左大臣藤原北卿之語_一作誦_レ之也。聞_レ之伝者笠朝臣子君、復後伝読者越中国掾久米朝臣廣繩是也」および四二二九の⑥「右一首歌者、正月二日守館集宴。於_レ時零雪殊多、積有_二四尺_一焉。即主人大伴宿祢家持作_二此歌_一也」のほか、遣唐使饞宴歌群四二四〇〜七の左注⑦「右件歌者、伝誦之人越中大目高安倉人種麻呂是也。但年月次者随_二聞之時_一載_レ於此焉」、天平勝宝四年二月に伝聞した「壬申年之乱平定以後歌」四二六〇〜一の左注⑧「右件二首、天平勝宝四年二月二日聞_レ之。即載_レ於茲也」、「閏三月於_二衛門督大伴古慈悲宿祢家_一饞之入唐副使同胡麻呂宿祢等_二歌_一」四二六二〜三の左注⑨「右件歌伝誦大伴宿祢村上同清継等是也」、卷第二十では「昔年相替防人歌」以下の四首（四四三六〜九）の左注⑩「右件四首、上総国大掾正六位上大原真人今城伝誦云尔。年月未_レ詳」、「智努女王卒後圓方女王悲傷作歌」以下の四首（四四七七〜八〇）の左注⑪「右件四首、伝読兵部大丞大原今城」が挙げられ、卷第十九に六例、卷第二十に二例、見いだされる。

題詞と左注とがほぼ同一の内容を示している①についてはひとまず措き、②〜⑪が指示する歌の内容を確認すると、④⑤⑦⑨⑩⑪は伝誦歌、⑧は伝聞歌であることが明示され、伝誦歌の類に注記される傾向が著しい。ただ、すべてが伝誦歌というわけではなく、②③のように宴席とは無縁に、溜まった資料（歌稿）を後に一括して整理した際に附された注が、早い時期の例に集中することから、元来、後に資料の一括整理が行われた時に歌群を内容的に括る意味で附された注であつ

たと考えられる。⑥は宴席歌だが、四二二九の家持詠以外に同日の詠はなく、これまたやや時を経て前後の雪にかかわる歌をまとめて歌群として整理した際に施された注記と認められる（このことについての詳細は、前掲注（7）拙稿参照）。

なお、さきに保留にしておいた①についても、題詞は作歌時に歌稿に書き添えられた備忘の注記で、おそらく①の左注は、卷第十七冒頭の相伴書持関係の歌などとともに、制作後、放置されたままになっていた三九一六―二二が発見された後、天平十六年四月に家持が独り平城の家において詠んだこの六首に、安積皇子を喪つて間もない当時の情況を思い起こし、あらためて特別な意義を家持自身が感じて書かれたものと察せられる。

そう解すると、卷第十九の④以降に伝誦歌（伝聞を含む）に関する注記として使用される頻度が高いのは、福麻呂来越時の歌稿整理にあたり、誦詠された古詠に「右伴歌者」の注記を用いた記憶が、後々まで影響を及ぼすことになった結果だと思う。なお、この歌群では、日付に関しても「前件（某首）歌者」としているが、これはこの歌群のみに終わっている。これは、古詠の部分に用いた書式に合わせることによって、この部分を橘諸兄の使者福麻呂を迎えた折の特別な歌群として際立たせようとした、一回的な措置だったのであろう。

一方、日付については、これ以降、非日常的な出来事に関しては自覚的に記載されるようになってきていることが注意される。それは単に編纂上の技術的問題ではなく、家持という歌人における作歌活動の根柢にかかわる問題として日付が認識されたことを意味している。卷第十七の家持越中赴任以降に相当する部分では、池主とのやりとりが大きな比重を占めていることからうかがえるように、そこに輯録された歌の多くは異郷における生活上の関心から生まれたもので、弟書持の死やみずからの病臥といった出来事はあったものの、登場人物は越中における家持の下僚に限られ、非日常的な出来事はあまり経験していないようである。その意味からも、田邊福麻呂の越中來訪は、そのとき披露された元正上皇と橘諸兄の歌も含め、家持にとって劃期的な事件と認識されたわけで、以後は折に触れて京師のことを想起するようになり、池主と

の交流が中核をなしていた巻第十七とは異なる趣で展開されることになる。

4 作歌頻度と歌群意識

巻第十八は伝来の過程で本文の脱落があったとみられるので単純に比較することはできないけれども、巻第十七から第十九の越中守在任中に限定し、家持の作歌意欲の変動と歌群形成がどのようにに相関するかを次に考えてみたい。

まずは、越中守として任地に赴いた天平十八年七月以降、少納言に転任して帰京の途についた天平勝宝三年八月に至る各月の家持の作品の数を長歌と短歌（短歌には反歌を含む）に分けて示すと、次のようになる。なお、家持の作はないものの、他人の作は掲載されている場合は、その月に關して長歌0・短歌0のように示し、まったく歌が掲載されていない月と区別する。また、漢詩が掲載されている場合にはそれも示す。

〔巻第十七〕

天平18年 七月 長歌0・短歌0／八月 長歌0・短歌6／九月 長歌1・短歌2／十月 ナシ／十一月 長歌0・短歌2／十二月 ナシ

天平19年 一月 ナシ／二月 長歌1・短歌4／三月 長歌3・短歌13・漢詩1／四月 長歌3・短歌10／五月 長歌0・

短歌0／六月～八月 ナシ／九月 長歌1・短歌4／十月～十二月 ナシ

天平20年 一月 長歌0・短歌4／二月～三月 長歌0・短歌11*

*短歌十一首すべて日付無記載で、直前の日付ある歌が「正月廿九日」、直後の日付ある歌が巻第十八巻頭の「三月廿三日」の詠のため、二月～三月として入れた。

〔巻第十八〕

天平20年 三月 長歌0・短歌8（他に後日追和2）／四月 長歌0・短歌2／五月～十二月ナシ

天平21年（天平感宝元年・天平勝宝元年）一月～二月 ナシ／三月 長歌0・短歌7^{*1}／四月 長歌0・短歌3^{*2}／五月

長歌5・短歌20／閏五月 長歌3・短歌8／六月 長歌1・短歌2／七月 長歌1・短歌2／八月～十月 ナシ／十

一月 長歌0・短歌0^{*3}／十二月 長歌0・短歌2

*1 四〇七〇～二を含む。 *2 四〇八二～四は注記に「四日」とのみあつて何月かを記していないが、直前が「三月十六日」の日付をもつ歌なの

で「四月」が脱落したと解す。 *3 家持の返報した歌が脱漏したことを注記で示す。

天平勝宝2年 一月 長歌0・短歌2／二月 長歌0・短歌1

〔巻第十九〕

天平勝宝2年 三月 長歌6・短歌32／四月 長歌7・短歌20／五月 長歌2・短歌6／六月 長歌0・短歌1／七月～

八月 ナシ／九月 長歌0・短歌1／十月 長歌0・短歌1／十一月 ナシ／十二月 長歌0・短歌1

天平勝宝3年 一月 長歌0・短歌3／二月 長歌0・短歌1／三月 ナシ／四月 長歌0・短歌1／五月～七月 ナシ

／八月 長歌1・短歌7

巻第十八には脱落等の問題があることを承知の上で、家持が一ヶ月のうちに十首以上の歌を残している箇所（ただし、巻第十七の天平十九年二月や同二十年一月など、月末から翌月に内容的関連をもった歌が作られている場合は十首未満であつても対象に加える）に注目すると、巻第十七の二月から四月および天平二十年一月から二、三月、巻第十八の天平感宝元年五月から閏五月、巻第十九の天平勝宝二年の三月から四月にかけての、おおよそ四つの多作期を数えることができ、このうち、巻第十七の二箇所についてはさきに別の角度から検討を加えたが、天平十九年二月から四月にかけては、

池主とのやりとりの中で生まれた作品が中心で、両者の歌稿を貼り継いでいくのを基本として、書簡歌については注記を工夫することで、複数回にわたるやりとりの流れを理解しやすくしていた。また、巻末近くの部分は、出挙のための巡察にかかわる歌群では、出発前と旅行中とで内容的な対比がみられる部分に書式上の区別を行い、歌群を視覚的な面からも捉えられるようにしていることを確認した。

巻第十八については、先ほど検討した巻頭の田邊福麻呂来越時の歌群が特異な形態を見せている一方、家持個人においては天平感宝元年五月から閏五月にかけて、活発に作歌活動をくりひろげている。以下、歌の引用を省略し注記のみ掲げてみよう。

1 天平感宝元年五月五日饗_二東大寺之占墾地使僧平栄等_一。于_レ時守大伴宿祢家持送_二酒僧歌一首_一(四〇八五)

2 同月九日諸僚会_二少目秦伊美吉石竹之館_一飲宴。於_レ時主人造_二百合花縵三枚_一置_二豆器_一捧_二贈賓客_一。各賦_二此縵_一作_二三首_一(四〇八六〜八、うち家持_二一首_一。作者名注記は略す)

3 独居_二幄裏_一遥聞_二霍公鳥喧_一作歌一首并短歌(四〇八九〜九二)

右四首、十日、大伴宿祢家持作之

4 賀_二陸奥国出_レ金_一 詔書_二歌一首并短歌_一(四〇九四〜七)

天平感宝元年五月十二日於_二越中国守館_一大伴宿祢家持作之

5 為_下幸_上行芳野離宮_二之時_一儲作歌一首并短歌(四〇九八〜一〇〇)

6 為_レ贈_二京家_一願_二真珠_一歌一首并短歌(四一〇一〜五)

右五月十四日大伴宿祢家持依_レ興作

7 教_二喻史生尾張少_一昨_二歌一首并短歌_一(四一〇五〜九)

右五月十五日守大伴宿祢家持作之

8 先妻不_レ待_レ夫君之喚使_レ自来時作歌一首(四二一〇)

同月十七日大伴宿祢家持作之

9 橘歌一首并短歌(四二一一〜一二)

閏五月廿三日大伴宿祢家持作之

10 庭中花作歌一首并短歌(四二一二〜一五)

同閏五月廿六日大伴宿祢家持作

11 国_レ掾久米朝臣廣繩以_レ天平廿年_レ附_レ朝集使入_レ京。其事畢而天平感宝元年閏五月廿七日還_レ到本任。仍長官之館設_レ

詩酒宴_レ樂飲。於_レ時主人守大伴宿祢家持作歌一首并短歌(四二一六〜一八)

12 聞_レ霍公鳥喧_レ作歌一首(四二一九)

13 為_下向_レ京之時見_レ貴人_二及相_一美人_二飲宴之日_上述_レ懷儲作歌二首(四二二〇〜二一)

同閏五月廿八日大伴宿祢家持作之

1と2のあいだは四日、2と3のあいだは一日で、時間的には1と2の方が空いている。けれども、注記の上では2の題詞に「同月」とあることよって、また、3ではあらためて「同」など前の注記にかかわらせる内容の語が見られない点で、2は1との結びつきを強めていることが分かる。1と2はどちらも宴席歌という共通点をもつ一方、3は独詠歌で、途中脱落があったかもしれないが、現行本文では巻第十七の四〇一一以来の久々の長歌にあたり、そこには宴席歌群と独詠長歌とを分けようとする意図があったと見受けられる。しかも456791011と、さらにこれらに続く「六月一日」の兩乞いの歌(四二二二〜二三)、「七月七日」の七夕歌(四二二五〜二七)まで、長歌が集中的に作られている中で、内容的に

関係する歌群を「同」によって束ねようとする意図があったと認められる。

右に示した中で、波線を附したものは同日の作とみられる5と6を除き、後続の歌と内容的にかかわらないのに対し、点線を附したものは、後続の作と何らかの関連性をもってまとめられている。7と8とは尾張少昨の事件として一括されることが明らかだが、9と10とは、高貴な橘の花と実をうたう前者と、身近な庭中のものでしこと百合とを詠む後者とを取り合わせている。やや込み入っているのが11と13である。

11は朝集使を終えた掾久米廣繩が帰任した折に宴席で披露した歓迎の歌、12は霍公鳥の鳴き声を聞く歌、13は上京した時の宴席を想定して前もって詠んだ歌で、それぞれの関連性はこれ以前の例のように明確ではない。しかも、12の注記には作者名も日付もなく、この歌の位置づけをめぐる説が分かれている。すなわち、家持詠であることについては諸説一致するものの、

・ 12は11とおなじ宴席で、閏五月二十七日に詠まれた（『全注巻第十八』「釈注」）

・ 11と13は、すべておなじ宴席で、閏五月二十八日に詠まれた^{（注13）}

まず、11と13をすべて二十八日の詠とみる説は、「本任に還り到」ったその日に詩酒の宴を設けることを無理と観じ、二十八日付の13の左注が11にまで及ぶと考えたものだが、11の題詞と13の左注に家持の名前がだぶって現れること、また、13左注の「同閏五月廿八日」の「同」は、11題詞の「閏五月廿七日」を承けていることが明らかなので、従えない。一方、12を二十七日の詠と捉える説は、「日付のない歌は、直前の日付の支配下にある」という見方に基づいているが、11は題詞の中で「守」を「長官」と呼称するなど、単に廣繩に対してのみならず「对第三者的意識」（『全注』）も滲ませ、四一八で「恋しけれやも」と廣繩に対する思いをうたうのに対し、12は「鳴く声聞きて恋しきものを」と内向的に望郷の念をうたっており、これを「前の長反歌に精神的に連なる」としてさまざまな状況を想定して説明するのは、いささか苦し

いのではないだろうか。12と13を同日の詠と捉えれば、作者名と日付は5と6のように、一括して後の歌の左注に示していると解され、問題は生じないと思われる。11の寡で廣繩の持ち帰った京師の雰囲氣にふれた後、霍公鳥の声を聞いたことで望京の念を募らせ12を詠み、その思いがさらに昂じて13で上京後のことを想定する歌を詠んだものと解すべきであろう。12は私的な感慨なので、13と一括した際、その左注の家持の呼称に「守」が附いていなくても、まったく問題はない。

1・2、7・8、9・10の組と比べ、11・13は家持の内面により深くかわつていくことが看取されたが、このように内容的に関係づけられる歌同士を、注記で「同」という語によって結びつける手法は、簡潔で誰の目にも容易に理解できるものである。これは、しばしば指摘されていることだが、七月中旬以降、十一月中旬までのあいだ、家持は大帳使として上京する。その際、前に正税帳使として上京した折にも、家持は「二上山賦」「布勢水海遊覽賦」「立山賦」などを含む作品群を京師に持参したと見られている。そしてこのたびも同様に、越中に関する報告を兼ねて、1・13さらには六月一日の雨乞いの歌と、七月七日の七夕歌までを持参した可能性が高く、述べてきた「同」を用いた歌群形成部分は、橘諸兄など京師の読者を想定した、視覚的工夫であったのではないかと考えられる。^(注15)

他方、巻第十九においては、巻頭の天平勝宝二年三月から四月にかけて、きわめて旺盛な作歌活動を展開していることが、さきの月別のデータからも明らかである。^(注16) その部分はちょうど、朝比奈英夫「職名表記から見た萬葉集」^(注17)が、天平勝宝二年正月の四一三七以降、同年四月二十二日の四二〇七〜八までの家持作において、家持以外の下僚に対し「次官」「判官」の呼称で注記していることに注目し、「末四巻に収録される以前に家持によって一団として整えられていた」と推定する部分に合致する。そのなかには、伊藤博「家持越中歌群三十二首」^(注18)が、尊母(姑)坂上郎女の「五十の祝儀を営めない代償として」家持夫婦の越中生活記として贈られたとする四一三九〜七〇や、同「天平ひとつの文化」^(注19)が、京師の「留女」(家持の妹)から越中の坂上大嬢に宛てた来信(四一八四)を契機にして、家持がさまざまな歌詠をくりひろげ、「相手か

らの贈歌を浄写して先立て、うしろに、贈歌にかかわる自作を心をこめて添え」ながら、最初の「留女」の詠に応じた歌を作り、全体十五首の歌群に仕立てて返信したと捉える四一八四〜九八も含まれる。これによれば、巻第十九が編纂されるより以前に、京師にいる坂上郎女や留女に対し、家持は妻坂上大嬢とともに歌稿を整えて贈っていることになる。

しかし、この部分における日付、題詞・左注の整理といった書式上の工夫は、他の巻と比べて顕著でない。たとえば、内容上の関連性でいえば、山吹を詠む、

従_二京師_一贈来歌一首（四一八四）

右四月五日従_二留女之女郎_一所_レ送也。

の直後には、

詠_二山振花_一歌一首并短歌

が続くが、ここに日付はなく、

贈_二水鳥越前判官大伴宿祢池主_一歌一首并短歌（四一八九〜九二）

右九日附_レ使贈_レ之。

の直後では、

詠_二霍公鳥并藤花_一一首并短歌（四一九二〜三）

同九日作之。

のように「同」が使われる一方、続く

更怨_二霍公鳥晁晚_一歌三首（四一九四〜六）

には日付がない、といった状況で、巻第十七・十八と比べて雑然とした趣すら感じられる。しかし、これこそは、坂上郎

女や留女女郎といった、身内に宛てたものならではの書きぶりなのであろう。伊藤氏は坂上郎女に贈ったと想定する部分について、「夫婦が相共に過ぐす越中の風土・生活模様に関する報告記録」と説明しているが、同様のことは留女に贈ったとみられる部分の来書と返書のあいだに添えられた作品群にも言える。公的な場面での人間関係にかかわる宴席歌がなく、第三者の目をほとんど意識しないこの部分については、創作上の意識の流れや全体の雰囲気を受け手側が汲みとれば制作側としては充分だったのかもしれない。この部分は「歌稿」の次元で特定の相手を念頭におくに至った歌群であって、「編纂」の次元におけるそれではない。

前半部分のこのようなあり方に対し、天平勝宝二年五月以降、家持は寡作になっていく。そのような中、天平勝宝二年九月から翌三年正月にかけての部分においては、かつて本稿の筆者が論じた、作歌の時と場を異にする歌同士の本来の意味を温存しつつ内容上の関連によって結びつけ、さらに歌群としての新たなニュアンスも引き出していく手法が見いだされる。ここで注目したいのは、天平勝宝二年秋の歌群も、その年の暮れから翌年正月にかけての雪の歌群も、京師と比較しながら越中の風土を浮かびあがらせる共通の内容をもっており、ここから以後、天平勝宝三年八月の帰京時の歌群（四二四八―五六〇）に向けて、越中にいながら京師を意識する歌ばかりが配列されている点である。これらは「制作」や「歌稿」の次元で行われたものとは考えにくく、「編纂」の次元で形成されたものと思われる。

ふり返って、さきに見た天平勝宝二年三月から四月にかけての、坂上郎女や留女宛に整備された「歌稿」に基づく部分に続く、五月から六月にかけての輯録作品の内容は、次のとおりである。

i 追_レ同處女墓歌_二一首并短歌_{（四二二一―二）}

右五月六日、依_レ興大伴宿祢家持作之

ii 〔題詞ナシ〕（四二二三）

右一首贈_二京丹比家_一

iii 挽歌一首并短歌（四二二四～六）

右大伴宿祢家持_下智南右大臣家藤原二郎之喪_二慈母患_上也。五月廿七日

iv 霖雨晴日作歌一首（四二二七）

v 見_二漁夫火光_一歌一首（四二二八）

右二首五月

vi 〔題詞ナシ〕（四二二九）

右二首六月十五日見_二芽子早花_一作之

vii 從_二京師_一來贈歌一首并短歌（四二二〇～一）

右二首大伴氏坂上郎女賜_二女子大嬢_一也

右のうち、依興の追同の作である i、日付不明の iv、題詞のない vi についてはよく分からないけれども、ii iii は越中から京師へ、vii は京師より越中へという内容で、越中と京師との往来が意識されているようにもみられる。これに九月以降の部分の繋げていくと、越中と京師との対比の構図を浮かびあがらせながら、帰京時の歌群に続いていく。

このように見ていくと、巻第十九は天平勝宝二年三月から四月の越中中心の部分、同年五月から翌三年八月にかけての越中と京師とを対比する部分、そして帰京後の部分とに分けられる。^{（注2）}このありようは、へ越中での生活へとへ京師での生活へを首尾で呼応させ、中間部を両者の対比の構図によって繋いでいくという編纂の意図を示すものであろう。

5 むすび

以上、家持越中赴任後の三九四三以下を（歌日記）として、家持の作品を、日付などの注記をもとに制作の背景を含めて内容を読む理解のしかたに対して、歌群形成のありようから見なおしてみた。その結果、巻第十七・十八・十九における歌稿のとり扱いは、家持の越中時代というおなじひと続きの時間・空間の座標軸の上にあっても一様ではないことが確認された。

巻第十七・十八では、歌とともに贈答された書簡も併せて輯録することによって、池主との文学上の交流のあとを丁寧に残し、家持自身が池主に触発されて、かつて父旅人と山上憶良とのあいだでくりひろげられた筑紫での文学的交流に比肩しうる作歌活動を展開していくさまを記録しようとする姿勢とともに、巻第十七の天平十九年二月末から三月にかけての書簡歌群では、ふたりの贈答の呼吸を注記上の工夫によって、視覚的に、より明確に提示しようとする意図がうかがえた。それは池主が越前に転出した後の、巻第十八に入ってからと同様であることが知られた。

一方、複数日にわたって内容が連続する歌稿を歌群に仕立てなおす事例についてみると、巻第十七末尾の管内巡行前後の独詠歌群では、巡行直前の旅愁詠四首と巡行中の当時当所詠九首とを題詞・左注の注記の書式を変化させることによって、歌群の性格づけを際立たせている。巻第十八冒頭の田邊福麻呂来越時の歌群においても、さきの当時当所詠と似た、制作時から経過していない時点での整理が行われているが、ここでは特に日付が強調されており、これ以後、日付について、特に非日常の出来事に対しては几帳面に記載するようになる。日付記録への関心がこの時に芽ばえた背景には福麻呂の誦詠した元正上皇と橘諸兄に関する古詠の順序が制作の順に合致していなかったことが考えられる。古詠の内容は、家持に京師への思いをかきたてさせることにもなり、以後巻第十八に輯録された歌には、京師への関心にもとづいたものが

多くなり、卷第十七との差違を作りだしている。

作歌頻度を尺度にして歌群を捉えなおしてみると、卷第十七・十八では、高い頻度で制作が行われた箇所で、注記によって歌群を際立たせる工夫が凝らされているのに対し、卷第十九においては、歌卷成立にさきだつて、京師にいる母（姑）坂上郎女や妹の留女宛に越中の様子を伝える歌稿を整理して贈っているとみられるところがあり、そこに旺盛な作歌活動のあとを見ることができるともかわらず、この部分では、卷第十七・十八にみられるような、内容上関連する作品同士を注記のしかたによつて視覚的にまとめることはしていないことが知られた。また、卷第十九の特徴として、寡作期に入つたとみられる中間部に、歌群形成に意欲的な編纂上の工夫のあとが認められ、これは後部に帰京後の作を輯録することと関係し、越中と京師とを対比させる一巻としての体裁を整える意図があつたと考えられる。

以上、卷第十七・十八の共通性に対し、卷第十九の異質性が際だつ結果となつたが、卷第十七にみられる題詞・左注の書式を変化させることによつて歌群を構成する手法は卷第十九にも部分的には見られ、日付への関心のもち方は卷第十八以後変わることがない。各巻を特徴づける歌群形成の方法は、卷第十七では池主との文学上の交流や管内の巡察、卷第十八では福麻呂の来越、卷第十九では妻坂上大嬢の越中下向に連動した、姑坂上郎女や留女という京師の家族にかかわる出来事——、そのような、その時々の家持にとつての記念すべき出来事に左右されている面が大きいこと、そしてそれらの出来事に濃淡を付けて記録しようとする営みの中で、ひとつひとつ獲得していったものであることが確認できる。

注

(1) 芳賀紀雄「萬葉五賦の形成」『萬葉集における中国文学の受容』塙書房二〇〇三、初出一九九六

(2) 芳賀紀雄「家持の桃李の歌」注(1) 前掲書所収、初出一九八二

- (3) 武田祐吉「元暦校本万葉集」卷第十七の一考察「武田祐吉著作集」第五卷、角川書店一九七三、初出一九三二
- (4) 拙稿「家持へ歌日記」再読「国文研究」第五十号、二〇〇五・三
- (5) 真下厚「諸郡巡行の歌」「セミナー万葉の歌人と作品」第八卷、和泉書院二〇〇二参照。
- (6) 伊藤博「萬葉集末四卷歌群の原形態」「萬葉集の構造と成立」下、塙書房一九七四、初出一九七〇。橋本達雄「全注卷第十七」有斐閣一九八五など。
- (7) 拙稿「大伴家持の歌群意識」「萬葉学藻」塙書房一九九六
- (8) 卷第十七において、四〇二一以下卷末四〇三一まで日付は記載されておらず、それ以前では題詞・左注の下に小字で日付を示す例が目立つ。
- (9) 『全注卷第十八』には、二十五日の「前件十五首」に対して不足する七首が他ならぬこの古詠七首で、「廿五日往_二布勢水海_一道中、馬上口号_二首_一と」至_二水海_一遊覽之時、各述_レ懐作歌_一のあいだに、四〇四五歌の「御船かもかれ」と、誦詠歌 a の「御船漕がむとかねて知りせば」とが響きあう形で、七首がこの時点で披露された可能性を想定している。そして、b と c における制作順と誦詠順の顛倒については、作者名を示さない c の二首が諸兄の立場で詠んだ誦詠者福麻呂の詠であったために、披露を後に廻した可能性を指摘している。古詠七首が現在の位置に配列されているのは、二十六日の福麻呂送別の宴において再度七首が誦詠されたことにより、当初二カ所に記録された同一歌群は、そのまま編纂されて後世に伝えられたものの、前の箇所_一に伝来過程で損傷が生じ、後の箇所との無用な重複と解されて平安朝の補修者によって削除されたという（『釈注』も同様）。伊藤博「消えた歌七首」（『萬葉歌林』塙書房二〇〇三所収、初出一九九二）に、より詳細な論証がある。
- (10) 唯一の例外が19四二一四、六の左注の下に存在する。この意味については、後考をまつ。一案として、日付を備忘的にしるしてあった資料を見つけて貼り継いだものか。

- (11) ⑤と⑩は「伝説」と記載。「伝誦」が宴席において大勢の前で披露されるのに対し、⑤の「伝説」は少人数の集まりで単独に詠まれたとみられる点で、個人的に聴取した⑧の「伝聞」に近いものと思しい。しかるに、⑩は大伴池主宅の宴席で披露されたとみられるが、家持の詠はなく、「大原今城」のごとく、伝誦者今城の姓を省略していることから、注記の部分も含め今城自身からの資料を貼り継いだものと解される。
- (12) さきに一ヶ月に十首以上、複数月にまたがる場合は内容的関連があることを条件にした結果、雨乞いの歌と七夕歌は対象から漏れたが、上京を前にした長歌の多作という観点からは、これらも含めることができる。なお、雨乞いの歌に対し、「賀」雨落歌一首（四二四）があり、ここには日付表記に「同」が用いられている。
- (13) 橋本達雄「王朝の詩人 大伴家持」集英社一九八四
- (14) 注（6）伊藤前掲論文
- (15) 『全注巻第十八』は、七月七日の七夕詠について、聖武天皇が退位した七月二日以降であるにもかかわらず、改元された「天平勝宝」にあらたまっていないことに注目し、「四〇八五以下の歌群の勢力範囲に属し、…作品として一続きで、それを都への手土産として一括して運んだという事実裏打ちされ、家持において年号改まりが実感されなかったことが、こういう形を招いた」と指摘する。
- (16) その背景には、家持が大帳使から帰任する際に妻坂上大嬢を越中に伴い（大越寛文「坂上大嬢の越中下向」「萬葉」第七十五号、一九七一・一参照）、以後夫婦一緒の越中での生活が始まったことによる精神的充実と安定が大きく作用しているとみられている。
- (17) 朝比奈英夫「職名表記から見た萬葉集―末四巻の場合―」「萬葉」第百三十三号、一九八九・九
- (18) 伊藤博「家持越中歌群三十二首」注（9）前掲「萬葉歌林」所収、初出二〇〇〇
- (19) 伊藤博「天平ひとつの文化」『萬葉集の歌群と配列』下、塙書房一九九二、初出一九九〇

(20) 注(18) 前掲論文

(21) 注(7) 前掲拙稿

(22) 本稿の筆者は、帰京後の歌群の内部においてさらに四二六九〜七二の肆宴歌を家持の作歌活動の劃期点と捉え、歌群の切れ目として四二六八から対人関係を重視した展開に替わると考えている(拙稿「萬葉集末四巻の日付」『国語国文学藻』和泉書院一九九九など参照)。